

令和4年度常総市予算編成方針

1 国の動向

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「失業率や所得水準などの面で、わが国経済の落ち込みは主要先進国に比べ小さなものとなったが、経済は依然として感染症前の水準を下回っている。財政面では、感染症後の税収減及び関連補正予算等の歳出増により、PB対GDP比は足元で改善軌道から大きく乖離する見込みである。ワクチン接種等を通じて経済の正常化が進み、税収が回復し一時的な歳出増が剥落すれば、感染症前の状況に近づくものの、感染症が中長期的な経済財政に与える影響は未だ不透明な状況にある。」としている。

当面においては、「政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す。」としている。

さらに、令和3年8月26日に内閣府が公表した月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

2 本市の財政状況

消費増税に伴う税率の変更や新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度の法人市民税及び個人住民税の収入の回復は期待できず、市税収入は引き続き落ち込むことが予想される。

地方交付税については、市税の減収を補てんするため、大幅な増額がされたところであるが、地方交付税の原資である国税の収入が不透明なこともあり、令和3年度と同様の補てんがなされるかどうか懸念される場所である。

このような大変厳しい状況であるものの、平成27年度において11億円を取り崩した財政調整基金については、今後の災害対応や公共施設の建て替え等を見据えなければならない。

一方、平成27年9月関東・東北豪雨災害時に借り入れた災害復旧事業債の償還に加え、高齢化の進行等により社会保障経費（扶助費、他会計繰出金）が

増加傾向にあり、歳出に占める義務的経費の割合は増加している。また、既存の継続事業等に経費を要し、財源不足が見込まれることから、建設事業などの投資的経費や人件費の抑制、基金取り崩しによる収支均衡を図らざるを得ない状況である。

以上のような状況を踏まえ、予算編成作業を進めていくことになるが、令和2年度から令和6年度までの5年間で30億円超の財源不足を予測していたなか、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、令和3年度の市税収入は前年比で6億円減少し、令和4年度はさらに落ち込むことも十分予想される。

そのためにも、従来と同じような施策・事業の遂行は難しいと認識し、全ての歳出経費を「ゼロベース」から見直すとともに、限りある財源をより効果的・効率的に配分し、持続可能な財政運営を目指すことが必要である。

3 予算編成の基本方針

- (1) 新規事業については、令和4年度中に実施しなければならない必要性が非常に高い事業で、実施計画調書にエントリーをし、既存事業の見直しや財源の確保を行ったものを優先的に採択する方針であること。
- (2) 国の経済対策や新型コロナウイルス感染症対策、防災・減災及び国土強靱化などの動向を注視し、新たな国・県支出金の確保を図ること。
- (3) 市税の増収に繋がる施策や使用料及び手数料、財産収入、広告収入等の増収策など、歳入確保を徹底すること。
- (4) 職員の働き方改革を推進するためにも、効率性や生産性を考慮して業務のデジタル化などの見直しを図ること。
- (5) 事業の緊急度や優先度を見極め、各課において「ゼロベース」で見直すとともに、事業の遂行にあたっては、Withコロナを念頭に感染症対策を徹底したうえでの実施が可能かどうか十分検証すること。
- (6) 市単独の扶助費及び補助金等については、近隣市の水準等も踏まえた給付水準や助成対象の見直しを行うこと。
- (7) 国の補助事業により雇用した会計年度任用職員については、事業が終了している場合、継続して雇用をしないこと。また、一般財源で雇用している会計年度任用職員については、産休・育休代替等を除き、新規の雇用は認めず、既に雇用している職員についても、継続する場合は当初配置した経緯を含め、必要性を十分に検討すること。
- (8) 公共施設等総合管理計画に基づく公の施設の再編や大規模改修については、PPP・PFIの手法等により、民間のノウハウや資金を最大限に活用できるよう、関係機関と調整を図ったうえで要求すること。

- (9) 各部課長にあつては、各課の予算要求が上記(1)から(8)に沿ったものであるか十分検証するとともに、廃止・休止・先送りを含めた事業の抜本的な見直しについて、所管部署に対して指示・管理を行うこと。